

平成19年10月10日

日本語日本文化教育センター

教授 水田 明 男 殿

人事労務室長

佐々木 順 司

平成19年10月4日付けの要求及び申入れに対する回答

日頃から大学運営についてご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、貴殿から平成19年10月4日付けであった謝罪要求及び協議申入れ（同月5日付けの通知とともに9日に受領）については、以下のとおり回答させていただきます。

1 謝罪要求について

10月4日付けの書面では、「大阪大学使用者は、箕面地区過半数代表者の選出手続きについて、尋ねることも、調べることもせず」、単なる憶測を根拠に事を論じたかのように書かれておりますが、大学としても、同地区の職員に確認は行っております。ただ、大阪外国語大学では労働組合の代表者等が過半数代表者となるのが従来の選出手続きであったこと以上の事実は確認できなかったため、「労働基準法の規定に照らし、その選出手続きには問題があると、大学としては考えている」旨を10月3日付けの文書で回答したものであります。

また、貴殿からの10月1日付け申入書にも、「大阪大学箕面地区教職員組合委員長水田明男が労働者過半数代表者となりました」とあるだけで、選出手続きにはまったく触れられておらず、上記のように判断せざるを得なかったのも事実であります。

したがって、貴殿のご指摘は誤解に基づくものであり、謝罪要求には応じることができません。

2 協議申入れについて

大学としては、三六協定をはじめとする労使協定を早急に締結したいと考えており、その選出方法に問題がなければ、同意書を集めることによって過半数代表者を選出することも、選出方法の一つとなり得ることを否定するものではありません。

したがって、その前提として、まず同意書の内容を大学として確認させていただきたく存じます。（詳しくは、別添の「同意書の確認について」をご参照下さい。）

その結果、箕面地区事業場における教職員の過半数が貴殿を過半数代表者とすることに同意していることが同意書から確認でき次第、大学としては、できる限り早い時期に協議を開始したいと考えております。

ただ、その場合における協議は、あくまでも過半数代表者としての貴殿と行うものであり、性格を異にする労働組合の委員長としての貴殿と行うものではありません。このことは、10月1日付けの回答でも述べておりますが、改めてご確認下さい。

また、母数となる教職員については、その所属を基準として判断するのが最も適当であるというのが大学の考え方であり、所轄労働基準監督署からもそうした考え方があり得る旨、教示をいただいているところでありますが、例えば法学部国際公共政策学科の授業が平成20年4月以降の開講を予定していること等、現在が統合にあたっての移行期であることも勘案して、今回は柔軟に対応することを検討させていただきたく存じます。

なお、かかる状況から、当初予定しておりました「過半数代表者の選出手続き等に関するガイドライン」に基づく過半数代表者の選出は、ひとまず見合わせることを該当局には既に指示しておりますので、その旨お含みいただければ幸いです。

以 上

平成19年10月10日

同意書の確認について

別添の「平成19年10月4日付けの要求及び申入れに対する回答」に係る補足説明

- 同意書等の内容を大学として確認させていただきたく、同意書等の原本（教職員本人の署名があるもの、依頼文書を含む）を総務部人事課長までご持参いただくか、ご都合のよい日時をご連絡いただければ取りに伺います。
なお、ご持参またはお渡しいただいた原本については、大学側で複写した後、返却いたします。
- 平成19年10月5日付けの通知文書には「被選出者の範囲」とありますが、「母数」とされた276人の内訳についてお教え願います。また、この母数を算定した基準日についても、併せてお教え願います。

なお、箕面地区における教職員の過半数が同意していることの確認ができ次第、大学としては、可能な限り早い時期に協議を開始したいと考えております。協議の日程についてご都合が悪い日があれば事前にお教えください。調整の上、協議の日時等を改めて連絡させていただきます。

以上